

自賠責保険にご加入されていますか？

自賠責保険は強制保険です。

自動車損害賠償保障法により、すべての自動車(含むバイク)は自賠責保険に加入することが義務づけられています。

自賠責保険に加入していないと…

未加入の場合は法律等により処罰されます。

自賠責保険に加入しないで運転すると、「50万円以下の罰金」又は「1年以下の懲役」(自賠法第886条の3)、更に違反点数は6点となり、直ちに免許停止処分(道路交通法第103条、第108条の33)となります。

車検を受けられません。

車検時には車検期間をカバーする保険期間の自賠責保険に加入している必要があります。

博洋エージェンシーサービスでは自賠責保険のお申込みを承っております。
その他保険のことならお気軽にお申し付けください。

